

# 「放射線の健康影響に係る研究調査事業」 研究課題についての審査・評価方針

(令和5年9月29日改訂)

## 1. 目的

本方針は、環境省の「放射線の健康影響に係る研究調査事業（以下「本事業」という。）」の研究課題について、「環境省研究開発評価指針」（平成29年7月14日総合環境政策統括官決定）に基づき、適正な審査・評価を行い、その結果を研究計画や研究内容の改善等へ反映させることを目的とする。

## 2. 審査・評価体制等

### (1) 審査・評価体制

- ① 本事業受託者は、「研究調査事業運営委員会運営要領」に基づき、研究調査事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、研究調査事業運営委員（以下「運営委員」という。）を任命する。
- ② 本事業受託者は、専門性を活かした研究課題の評価のため、評価専門委員を任命する。
- ③ 運営委員は、研究課題の審査・評価を行う。評価専門委員は、各自の専門性を活かし、研究課題の事前評価を行うとともに、成果発表会においては運営委員とともに評価を行う。
- ④ 環境省は、必要に応じ、行政的観点等からの意見を運営委員会に対し提示する。

### (2) 審査者・評価者の責務

運営委員及び評価専門委員は、その業務に当たり、公平・公正かつ厳正な審査・評価を行わなければならない。

また、審査・評価の過程において知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏洩し、又は自ら使用してはならない。

加えて、研究開発実施に伴う主任研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、優れた研究開発や研究者を発掘し、研究を更に進展させ、より良いものとなるよう適切な助言を行う。

## 3. 審査・評価方法の周知

審査・評価の公平性・公正性、信頼性、継続性等を確保し、実効性のある審査・評価を実施するため、本事業受託者は、審査・評価方法（手法、項目、過程、手続等）について、被審査・評価者である主任研究者に周知する。

## 4. 審査・評価の実施方法

### (1) 新規研究課題の審査の実施方法

応募された研究課題の1件の研究計画書に対し、複数名の評価専門委員が専門的観点から書面による事前評価を行う。事前評価の結果に基づき、運営委員会がヒアリング対象となる研究課題を決定する。運営委員会は、当該研究課題について、主任研究者に対してヒアリング審査を行い、採択すべき新規研究課題を決定するとともに、主任研究者に通知すべき指摘や助言等の講評を取りまとめる。

審査項目は、以下のとおりとする。

- ①研究の環境保健行政への貢献の可能性
- ②研究の学術的有用性
- ③研究計画の妥当性・効率性
- ④研究遂行体制・能力
- ⑤研究内容の倫理性

なお、ヒアリング審査においては、①から⑤までの審査項目のほか、研究課題に対する研究の背景、目的、構想、展望等についても必要に応じて主任研究者に説明を求めるものとする。

新規研究課題の審査結果については、主任研究者に開示した上で、当該年度の研究計画書における研究内容の方向性等に反映させるものとする。

#### (2) 実施中の研究課題の中間評価の実施方法

実施中の研究課題の中間評価は、研究成果発表会における評価に基づき実施する。研究成果発表会では、研究成果に基づく主任研究者による口頭発表及び質疑応答の内容により評価する。評価は、運営委員と、専門分野等を基に選出された評価専門委員が担当する。運営委員会は、研究成果発表会における研究課題の評価に基づき、次年度の研究継続の可否を決定するとともに、講評を取りまとめる。

評価項目は、以下のとおりとする。

- ①研究計画の達成度
- ②研究課題の発展性
- ③研究の環境保健行政への貢献の可能性
- ④研究の学術的有用性及び公表の有無

研究成果発表会における評価結果は、主任研究者に開示し、当該年度の年次報告書及び次年度の研究計画書への反映を求めるものとする。

#### (3) 次年度の研究計画書の確認の実施方法

次年度の新規採択が認められた研究課題及び次年度の研究継続が認められた研究課題については、年内を目途に、次年度研究計画書の提出が課される。次年度研究計画書は、研究開始時の計画書の記載を残し、修正、追記箇所の履歴が明らかになるような形で作成するものとする。

次年度研究計画書は、1件につき複数名の評価専門委員による書面での事前確認を実施した上で、運営委員会が確認を行う。運営委員会は、研究者に通知すべき指摘や助言等の講評を取りまとめ、必要に応じ、修正を求める。

確認項目は、以下のとおりとする。

- ①新規研究課題の審査又は成果発表会における講評・指摘事項の研究計画書への反映
- ②研究計画の妥当性・効率性
- ③研究遂行体制・能力
- ④研究内容の倫理性

上記の①から④までの確認項目のほか、研究課題の適正な進捗に関する事項について、必要に応じて運営委員会から主任研究者に説明を求めるものとする。

#### (4) 最終年度の研究課題の最終評価の実施方法

研究期間全体を通じての研究課題の最終評価は、研究期間の最終年度に開催する成果発表会における評価に基づき実施する。当該成果発表会では、研究期間全体を通じた研究成果に基づき、主任研究者による口頭発表を実施し、発表及び質疑応答の内容により評価する。評価は、運営委員と専門分野等を基に選出された評価専門委員が担当する。運営委員会は、評価及び講評を取りまとめる。

評価項目は、以下のとおりとする。

- ①研究計画の達成度
- ②環境保健行政への貢献
- ③研究の学術的成果
- ④研究成果の公表

上記の①～④の評価項目のほか、実施したプロセスの妥当性や副次的な成果、理解増進や研究基盤の向上等、幅広い視野から捉え、講評を行う。

終了した研究課題の評価結果は、主任研究者に開示し、年次報告書及び総括報告書への反映を求めるとともに、本事業における今後の研究分野や研究内容の方向性の検討に反映するものとする。

#### (5) 年次報告書及び総括報告書の確認の実施方法

各年度終了時の年次報告書、研究終了時の総括報告書は、運営委員会及び本事業受託者による確認の上、公表する。反映すべき指摘事項等がある場合、主任研究者に通知し、必要に応じ、修正等を求めるものとする。

以上